



～よくある質問～



Q1. 任意後見人ってどんなことをしてくれるの？

ご本人様に代わって次のようなことを行い、生活面をサポートさせていただきます。

一つは、「財産の管理」です。具体的には、ご自宅等の不動産の管理、預貯金の入出金チェック、年金等の管理、税金や公共料金等の支払い等々です。

もう一つは、「介護や生活面の手配」です。要介護認定の申請等に関する諸手続、介護サービス提供機関の諸手続、介護費用の支払い、医療機関の諸手続、医療費の支払い、老人ホームへ入居する場合の諸手続、生活費を届けたり送金したりする行為等々です。

Q2. 任意後見契約の効力はいつから生じるのですか？

契約の効力は、家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから生じます。ご本人様の判断能力が衰えてきて、医師の診断のもと後見開始の必要が生じたときに、家庭裁判所に対して任意後見監督人選任の申立てを行います。

Q3. 年をとって体力が衰えてきたので財産の管理等をお願いしたいのですが、これも任意後見契約でまかなえますか？

任意後見契約の締結と併せて、財産の管理等の委任契約を締結しておくことで、任意後見契約の効力が生じるまでの間も、財産等の管理を行うことができます。契約締結当初から、ご本人様と定期的なコミュニケーションをとり、ご本人様の健康状態、日々の生活状況を見守ります



～任意後見契約締結から任意後見開始までの流れ～

1. 契約前のご相談と契約書原案の作成

依頼者様のご意向をご確認し、十分な打ち合わせの上で任意後見契約書の原案を作成させていただきます。判断能力が衰えるまでの間の財産管理等や遺言の必要性についてもご確認いたします。



2. 任意後見契約の締結

公証人に公正証書による任意後見契約書を作成していただき、ご本人様と当社の野口省吾が、公証役場（ご自宅、病院への出張可）で任意後見契約を結びます。



3. 判断能力の低下・任意後見開始・後見監督人選任

ご本人様の判断能力が衰えてしまい、医師の診断により後見開始の必要が生じたときに、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと、ご本人様に代わって支払いや契約等の諸手続をすることによって、ご本人様のご意思にしたがった適切なご支援をさせていただきます。